

江戸の声色

名古屋大学法学研究科教授 神保 文夫

声色といっても芝居や物売りの声ではなく、役所で聞こえる声の話である。

評定所や奉行所などで順番を待つ庶民の控所を腰掛といった。数寄屋橋御門内にあった幕末の南町奉行所というと、奉行所の南側は大きな広場で、奉行所門前の右手に腰掛があった。それは広さ94坪(約310㎡)の細長い建物で、四つか五つに間仕切りされ、縁台を並べて日除けに葭簀が立てかけてある。訴訟当事者、差添の家主や町役人、公事宿などは奉行所に出頭した旨を届け、この腰掛で順番を待つ。長時間待たされるのが常であり、ここで必要な書類を作成したり、相手方と内済(和解)の交渉などもする。湯茶や弁当、敷物、草履、筆紙などを売る「腰掛茶屋」が株営業となっていた。奉行所の表門はいわゆる長屋造り(長屋門)で、左右に番所が建て構えてあるが、腰掛まではかなり距離があり、「表門続き長屋の窓より中番と称するもの大音に何町何丁目家主何兵衛店何兵衛、何町何丁目家主何右衛門店何右衛門、何々の一件揃つて這入られましよう」などと呼ぶのである(『徳川制度』)。これを「呼込み」といい、一般社会では客引きぐらいにしか用いられなくなったこの語が役所では今でも使われていることを、文科省のヒアリングに出頭したときに控室で順番を待っていて知った。旧幕時代に与力であった原胤昭によると、呼込みは小者のうち下番(したばん)の役目であり、「大音声が入用」で「能く通る澄んだ声に限られ」「幾呼呼び込むにも、町名事件を暗記して過つた事が無い。こゝが又声自慢の大当てどころでした」という。「浅草平右衛門町、久離一件もの這入りませう」などと呼ぶと、茶屋が出ものに声を合せて「オオイ」と返事をし、関係者を腰掛から送り出す。「奉行所の勤務動作を今から考へると一切が芝居式でしたなへ」と原は言っている(『江戸文化』4巻4号)。そう、江戸時代はドラマチックだったのだ。

役人はしばしば大きな声を出した。裁判では、奉行所の白洲と呼ばれる砂利を敷きつめた法廷の庭に、庶民は筵を敷いて座られる。奉行は奥の座敷に着座しているから距離があり、低い小さな声ではよく届かない。やはり元与力であった佐久間長敬は、遠山の金さんこと左衛門尉景元が晩年南町奉行であった頃にその裁判の様子を見たことがあるといい、「毛太く丸顔赤き顔の老人にて、音声高く、威儀整ひ、老練の役人と見受たり」と記しており(『江戸町奉行事蹟問答』)、大きな声が名奉行の一要素でもあったことを窺わせる。もっとも奉行自身が出廷して当事者を直接尋問するのは、第一回目の審理冒頭の比較的形式的な「一通(ひととおり)吟味」だけであるのが普通で、文久年間に北町奉行を務めた浅野長祚によれば、あらかじめ下役が用意した「ツマミ」とか「目録」と称するメモに従って「深キ意味ナカキ言辞ヲナサヌヤウニ浅タトハヤクスマセテ、大声ニテ叱テ、尚ホ追々尋ヌヘシ、双方トモ罷リ立テトノリシメシテ、裁断ノ能事終リヌ」という(『寒檠環綴』)。やはり奉行は「大声」を出すのである。

判決は白洲で奉行が言い渡すが、死刑判決だけは庶民の場合白洲ではなく、小伝馬町牢屋で下役が言い渡した。死罪執行の当日、当番鑰役(かぎやく)同心が「出牢証文」を見ながら「大牢何所無宿誰ハ居るか」と問う。牢名主が「あはれなる微声にて」「ヘー居り升」と答えると、「何所無宿誰と大声ニ呼」び、牢内から当人が押し出される。他の牢に「御沙汰ハない」と鑰役が言うと、牢内では「ア、と、大声を揚」げるが、「其音声耳を聳する許」りで、牢屋敷の外からも今日死刑者のあることが知られたという。本人であることを確認して切縄を懸けた囚人を、閻魔堂と俗称される牢庭改番所の庭前まで連行し、そこで再度本人であることを確認した上で、町奉行掛の罪人であれば検使の与力が「申渡」と題する書面を「牢内まで響き渡る様に高声に」朗読して言い渡す。判決文は「其方儀、……不届ニ付、死罪申付もの也」という形式で、末尾の死罪云々のところに来ると「一層声を張上」げた。判決を申し渡された受刑者は「ヲアリガトフ」と答えるのが習いであった(以上『刑罪大秘録』『刑罪詳説』『江戸町奉行事蹟問答』)。判決言渡に引き続き、同じく牢屋構内にある切場で刑が執行される。この切場が俗にいう土壇場であり、原稿の締切期日が到来したぐらいで「もう土壇場だ」と軽々に言うものではない。